

議案第183号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例)		(特定任期付職員の給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（本市の経営する地方公営企業（以下「地方公営企業」という。）に勤務する者（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 [同左]	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>342,800円</u>	1	<u>339,000円</u>
2	<u>387,300円</u>	2	<u>383,000円</u>
3	<u>431,400円</u>	3	<u>426,600円</u>
4	<u>489,300円</u>	4	<u>483,900円</u>
5	<u>568,500円</u>	5	<u>562,200円</u>
6	<u>664,300円</u>	6	<u>656,900円</u>
7	<u>776,200円</u>	7	<u>767,600円</u>
[2～4 略]		[2～4 同左]	
(職員の給与に関する条例の適用除外等)		(職員の給与に関する条例の適用除外等)	
第9条 [略]		第9条 [同左]	
[2 略]		[2 同左]	
3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、		3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、	

<p>同号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。</p>	<p>同号中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

令和6年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。